令和8年度
川崎市相談支援従事者初任者プレ研修
神奈川県相談支援従事者初任者研修（川崎市）
受講者募集のご案内

※「令和８年度川崎市相談支援従事者初任者プレ（基盤）研修」（以下、初任者プレ研修）と「令和８年度神奈川県相談支援従事者初任者研修（川崎市）」（以下、初任者研修）の２研修をまとめて受講者募集いたします。今年度の初任者研修受講には、今年度の初任者プレ研修の受講が必須となります。初任者プレ研修のみの受講を希望する場合は、事前にお問合せください。

※本研修の講義部分に関しては、YouTube 及び（特非）日本相談支援専門員協会の e-ラーニングシステムを使用した動画配信にて実施予定となります。

・日　程　（１）初任者プレ研修　配信講義＋演習１日間

・配信講義　８月１８日（火）～９月１５日（火）（予定）

・演習日　９月１６日（水）

（２）初任者研修　配信講義＋演習５日間＋実習２回（必須）

・配信講義　９月 17 日（木）～１０月１３日（火）

・演習日　１０月１４日（水）、１５日（木）、１１月１９日（木）、１２月１６日（水）、１７日（木）

・相談支援実習　①１０月１９日（月）～１１月１８日（水）より１回（予定）

②１１月２４日（火）～１２月１５日（火）より１回（予定）

・募集人数　定員　７２名

・受 講 料　計　９，０００円

（内訳：初任者プレ研修　２，０００円、初任者研修　７，０００円）

・申込方法　①　法人内で取りまとめ、研修受付システムより申込み

②「法人受講推薦書」を郵送にて提出

・募集期限　令和８年７月２７日（月）まで

※各研修の詳細・スケジュール等は次頁以降をご覧ください。

【問合せ】

日程・申込等：総合研修センター（指定管理者：（福）川崎市社会福祉協議会）　電話：044-223-6509

受講対象者等：川崎市健康福祉局　総合リハビリテーション推進センター　企画・連携推進課　障害者支援担当

電話：044-200-3197

目次

該当ページ

・目的/実施主体等/定員について　２ページ

・日程・会場・カリキュラムについて　２～３ページ

・講師/受講料/テキストについて　４ページ

・受講対象者について　５ページ

・相談支援実習について　６ページ

・受講者の推薦・申込みについて　７ページ

・受講者の決定について/その他の注意事項　８ページ

・研修全般に関しての問合せ先　８ページ

・研修会場のご案内　９ページ

・法人受講推薦書　１０ページ

・（参考）相談支援専門員の要件となる実務経験　１１～１２ページ

令和８年度 川崎市相談支援従事者初任者プレ（基盤）研修・
令和８年度神奈川県相談支援従事者初任研研修（川崎市）実施要領

1　目的

（１）初任者プレ研修　～障害のある方に関わるうえで大切なこと～

障害者総合支援法に基づく相談支援に従事するために神奈川県相談支援従事者初任者研修（川崎市）の受講を希望する者等が、基本的な相談支援に関する知識や技法、相談支援に必要となる職業倫理や価値等について学ぶことを目的として実施する。

なお、この研修は、神奈川県から川崎市が委託を受けた「相談支援従事者等養成・確保推進研修」として実施する。

（２）初任者研修

障害者総合支援法に基づく相談支援に従事する者が、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することを目的として実施する。

また、障害者総合支援法に基づく指定相談支援事業所（指定特定、障害児、指定一般）において相談支援専門員として従事する職員を養成する。

2　実施主体等

（１）　実施主体　川崎市

（２）　運営主体　総合研修センター　（指定管理者: 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会）

3　定員

７２名（川崎市の選考により受講者を決定します。）

4　日程・会場・カリキュラム

初任者プレ研修　配信講義１日分、演習（集合会場）１日間

初任者研修　　配信講義２日分、演習（集合会場）５日間、実習２回

※初任者プレ研修及び初任者研修演習３～５日目は総合研修センター、初任者研修演習 １・２日目は川崎市役所本庁舎にて実施します。

※相談支援実習を初任者研修演習１日目と２日目の間、２日目と３日目の間で実施します。

※実習は期間中に各基幹相談支援センター等で個別の日程で実施し、各１回、１時間程度を予定しています。

日時・会場・カリキュラム【予定】 ※一部変更する場合があります。予めご了承ください。

		日程・場所	時間		科　　目	
初任者プレ研修	配信	8月18日（火）～9月15日（火）オンラインで受講	約240分		川崎市の相談支援の取組み/障がいのある人の意思決定支援を考える/障害者福祉を取り巻く条約や法律を理解しよう	
	演習	9月16日（水）総合研修センター	9：30～17:00		本人中心支援・ケアマネジメント実践	eラーニング
初任者研修	動画配信講義（2日分）	9月17日（木）～10月13日（火）指定の期間内にオンラインで受講	100分		相談支援（障害児者支援）の目的	3本
			190分		相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）	3本
			60分		相談支援に必要な技術	1本
			90分		相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	1本
					チームアプローチ（多職種連携）	1本
			100分		相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	1本
			90分		障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解	1本
			95分		障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本	1本
	演習1日目	10月14日（水）川崎市役所本庁舎	9:30 ～ 9:40	10分	開講あいさつ、事務連絡	
			9:40 ～ 9:50	10分	演習ガイダンス	
			9:50 ～ 10:30	40分	受付及び初期相談並びに契約	
			10:40 ～ 11:50	70分	アセスメント（事前評価）及びニーズ把握①	
			12:50 ～ 13:55	65分	アセスメント（事前評価）及びニーズ把握②	
			14:05 ～ 17:00	175分	アセスメント（事前評価）及びニーズ把握③	
			17:00 ～ 17:30	30分	全体共有、まとめ、事務連絡	
	演習2日目	10月15日（木）川崎市役所本庁舎	9:30 ～ 9:40	10分	事務連絡、導入講義	
			9:40 ～ 10:25	45分	目標の設定と計画作成①	
			10:35 ～ 11:35	60分	目標の設定と計画作成②	
			12:35 ～ 14:15	100分	目標の設定と計画作成③	
			14:25 ～ 15:15	50分	目標の設定と計画作成④	
			15:15 ～ 16:05	50分	モニタリングと評価	
			16:05 ～ 16:20	15分	まとめ	
			16:20 ～ 17:15	55分	課題実習①ガイダンス、事務連絡	
	相談支援実習①					
	演習3日目	11月19日（木）総合研修センター	9:30 ～ 10:00	30分	オリエンテーション、演習概要説明	
			10:00 ～ 10:10	10分	グループにおける導入	
			10:10 ～ 12:00	110分	実践例の共有と相互評価①（GSVの体験）	
			13:00 ～ 16:15	195分	実践例の共有と相互評価①（GSVの体験）	
			16:25 ～ 16:50	25分	振り返り	
			16:50 ～ 17:15	25分	実習②ガイダンス、事務連絡	
	相談支援実習②					
	演習4日目	12月16日（水）総合研修センター	9:30 ～ 9:55	25分	オリエンテーション	
			9:55 ～ 10:05	10分	グループにおける導入	
			10:05 ～ 11:15	70分	実践例の共有と相互評価②（ケースレビューの体験）	
			12:15 ～ 14:45	150分	実践例の共有と相互評価②（ケースレビューの体験）	
			14:55 ～ 17:00	125分	振り返り・グループによる再アセスメント、事務連絡	
	演習5日目	12月17日（木）総合研修センター	9:30 ～ 12:00	150分	事務連絡、グループによる再プランニング	
			13:00 ～ 14:20	80分	ケアマネジメントプロセスの定着	
			14:30 ～ 14:50	20分	研修の振り返り（個人課題修正）	
			14:50 ～ 15:20	30分	研修の振り返り（個人での振り返り）	
			15:20 ～ 16:30	70分	研修の振り返り（グループ）・まとめ	
			16:30 ～ 17:00	30分	閉講式・修了証書授与、事務連絡	

相談支援実習①
受講者が関わっている支援対象者の協力を得て、【インテーク・アセスメント】を行い、支援方法を整理する。
※インテーク・アセスメント
支援対象者との関係性の構築を意識し、支援対象者の本人像を全体的に把握する視点で行う。

相談支援実習②
相談支援実習①を踏まえ、【再アセスメント・ニーズ整理・サービス等利用計画の作成】を行う。
※地域支援に関する情報収集
地域の相談支援体制、社会資源等について確認する。

【配信講義の留意事項】

※初任者プレ研修の配信講義は YouTube を使用した動画配信にて実施を予定しています。動画の冒頭や途中で、広告が自動的に流れる場合があります。

※初任者研修のオンライン講義はインターネットで映像を視聴する（特非）日本相談支援専門員協会のe-ラーニングシステムを使用し実施します。定められた期間内に動画を視聴し、小テスト回答、課題提出をもって出席とします。e-ラーニングシステムを使用する際に、受講者にＩＤとパスワードを発行するため、（特非）日本相談支援専門員協会へ受講者名簿（受講者のお名前とお申込み時にご記入いただくメールアドレス）を提供します。

5　講師

（１） 初任者プレ研修　駒澤大學　文学部社会学科社会福祉学専攻　教授　佐藤 光正　氏

（２） 初任者研修（演習日）　川崎市基幹相談支援センター　職員

6　受講料

受講料は**９，０００円**です。支払方法等詳細は、受講決定通知とともにご案内します。

※　初任者プレ研修の受講料（２，０００円）と、初任者研修の受講料（７，０００円）を合わせた金額となります。

※　交通費等その他経費については自己負担となります。

※　受領した受講料は、いかなる理由があっても返金いたしません。

7　テキストについて

研修では中央法規出版発行の「改訂 障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編」を使用します。動画配信講義及び演習のメインテキストとなります。９月１６日実施の**初任者プレ研修の演習日に配付いたします。**ご自身でご購入いただく必要はありません。

8　受講対象者

次の（１）から（３）いずれかに当てはまる者

（１）申込時点において、川崎市内に所在する指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所で相談支援専門員として業務を予定している者、もしくは川崎市内に開設予定の上記事業所で相談支援専門員として業務を予定している者

（２）障害児者等の相談支援業務に従事する市職員

（３）その他、市が必要と認める者

【留意事項】

（１）**初任者プレ研修及び、初任者研修の全日程**（３日分の動画配信講義、６ 日分の演習、 ２回の実習）**を受講可能で、利用者の同意のもと演習及び実習事例を提出できる方を受講対象とします。**

※過年度のプレ（基盤）研修を修了されている方も、再度今年度の研修をご受講ください。

（２）課外実習があります。

（３）（２）の実習事例をもとに、アセスメントシート、サービス等利用計画を作成していただきます。

（４）本研修は神奈川県の委託により川崎市が実施するもので、川崎市内に所在地を置く事業所・施設等及び、川崎市内に事業所・施設等を開設予定の場合のみを対象としています。（**市外に所在地を置く事業所・施設等は、所在地で実施される研修を受講してください。**）

相談支援専門員として従事するためには、本研修の修了と実務経験が必要です。必要な実務経験年数等については、１１～１２ページ目の別紙「相談支援専門員の要件となる実務経験」を参照してください。

※初任者プレ研修のみ受講を希望される場合

『8　受講対象者』（１）～（３）の他、以下のいずれかに当てはまる場合、初任者プレ研修の受講対象者となります。

①　障害福祉に従事している者

②　障害福祉に関心がある介護保険従事者、ケアマネジャー、高齢者施設職員等、行政職員

※初任者プレ研修のみの受講を希望される場合は、事前にお問合せください。

9　相談支援実習について（必須）

初任者研修では市内基幹相談支援センター等の協力のもと、各演習日の間で２回実習を実施します。受講者ご自身で基幹相談支援センター等への訪問日程を個別に調整し、本研修で取り組む提出課題について報告及び検討を行います。なお、受け入れ先は所属事業所の所在地等により異なります。

また、**実習事例については受講者ご自身で調整し、利用者等に同意を取得していただきます。実習事例の提出にあたっては、指定様式の同意書も併せてご提出いただきます。**

実習事例を提出できない場合は、本研修を修了することができません。詳細につきましては、初任者研修の実習ガイダンスにてご説明いたします。

【実習協力者の選定について】

▼本研修の目的や意図から、次のような利用者にご協力を頂くことが望ましいでしょう。

①　実際に自分自身が現在進行形で関わっている利用者

②　ケアマネジメント技法を用いた支援に適する利用者

※　ケアマネジメント技法を用いた支援については、初任者プレ研修でも扱う内容です。

ex）○地域生活（在宅生活）、入所・入院からの地域移行に関する支援の対象者である
　　○地域の複数の社会資源を活用している（したい）利用者である
　　○一つ以上の障害福祉サービスを利用している（したい）利用者である

▼本研修の目的や意図から、次のような事例は避けてください。

① 緊急性の高い事例、危険介入が必要な事例

② 本研修の期間中に関係性の構築が困難な方の事例

③ 本研修の期間中に会うことが困難な方の事例

④ 所属先の利用者ではない、親族等及び個人的な知り合いの事例

【実習日程（予定）】

・**相談支援実習　１回目**（演習２日目と３日目の間に実施予定）
　１０月１９日（月）～１１月１８日（水）の間に１回、１時間程度。

・**相談支援実習　２回目**（演習３日目と４日目の間に実施予定）
　１１月２４日（火）～１２月１５日（火）の間に１回、１時間程度。

【実習受入先（予定）】

・川崎区、幸区　⇒　川崎市南部基幹相談戦センター

・中原区、高津区、宮前区　⇒　川崎市中部基幹相談支援センター

・多摩区、麻生区　⇒　川崎市北部基幹相談支援センター

１０　受講者の推薦・申込み

（１）推薦・申込みについて

①法人内で窓口となる担当者を決めて取りまとめ、インターネット上の申込受付システムから申込み

②法人内で受講希望者の優先順位を決めて、別途１０ページ目の「法人受講推薦書」に必要事項をご記入の上、下記事務局まで郵送ください。

※1　申込締め切り後は一切受け付けませんので、ご注意ください。

※2　申込みの際に未記入の箇所等があった場合、受講を見送りとさせていただきます。

※3　申込みが完了すると初めにご入力したメールアドレスに申込完了メールが届きますので、必ずご確認ください。

※4　インターネットでの申し込みと、「法人受講推薦書」の提出をもって、申込み完了となります。どちらかが未提出の場合は選考外となりますので、ご注意ください。

（２）申込受付システム

下記ＵＲＬもしくは２次元コードより必要事項をご記入の上お申込みください。

申込受付システム URL

https://www.shakyo-kensyu.jp/kawasaki/kensyu_detail.php?id=236

RB初任

⇐お申込はこちら⇑

※下記のサイトに申込フォームへのＵＲＬを掲載いたします。

①総合研修センターホームページ（ＵＲＬ　https://www.kensyu-c.jp/）のトップページの「法定研修（資格を取得・更新したい）」

②ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ（ＵＲＬ　http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/）」の「書式ライブラリ」→「３．川崎市からのお知らせ」→「１．川崎市からのお知らせ」

（３）事務局住所（書類送付先）

〒２１０－００２４

川崎市川崎区日進町５－１　川崎市複合福祉センターふくふく２階　総合研修センター

（４）申込期限　**令和８年７月２７日（月）まで**

１１　受講者の決定

（１）川崎市の選考により受講者を決定します。（先着順ではありません。）

（２）受講決定通知（受講の可否）については、法人の取りまとめ担当者宛てに８月１７日（月）頃までに送付します。期日を過ぎても通知が届かない場合には、お手数をお掛けいたしますが、事務局までご連絡ください。

（３）指定相談支援事業者として「申請済み」または「申請予定あり」の事業所の方を優先的に受講決定します。受講申し込みの際にチェックに誤りがないようご注意ください。

１２　初任者研修修了証書の交付、修了者名簿の管理

（１）初任者プレ研修・初任者研修の全日程を受講した方に、川崎市から修了証書を交付します。

（２）川崎市が研修修了者名簿（修了証番号、氏名、生年月日、所属等）を管理します。

（３）全日程の出席をもって修了となりますので、遅刻や早退は欠席とみなし、修了証書が交付できません。通勤時間帯による混雑や天候を考慮の上、余裕をもってご来場ください。

（４）著しく受講態度が悪い場合(私語、居眠り、携帯電話の使用等)は、受講継続や修了を認めず、修了証書を交付しない場合があります。推薦元へ連絡する場合もありますので、ご留意ください。

１３　その他の注意事項

（１）ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。お車でのご来場はご遠慮ください。

（２）**演習実施日に、自然災害（台風等）及び事故等が発生した場合、延期や中止もしくは開始時刻を変更する場合があります。その場合、速やかに総合研修センターのホームページにその旨を掲載いたします。**

（３）本研修では感染症拡大防止対策から、グループワーク時のマスクの着用にご協力をお願いします。また、体温が著しく高い方や、体調不良の方は受講をお控えくださいますようお願いします。

（４）研修を受講する上で合理的配慮が必要な方に対し、研修の実施及び、他の受講生の学習に支障を及ぼさない範囲で対応いたします。**対応の詳細については、所属先を含めて相談させていただく場合があります。必要とする方は、必ず申込受付システムの「合理的配慮について」に必要事項をご記入ください。なお、研修関係者間での個人情報の共有について予めご了承ください。**ご相談やご不明な点等ございましたら総合研修センター事務局までご連絡ください。申込みの際の記入や事前の相談がない場合は対応できないことがございますのでご注意ください。

（５）研修を通して知り得た個人情報は、当該研修業務の運営及び川崎市における計画相談に関する施策等の推進以外に使用されることはありません。なお、上記目的の範囲内において、事業所所在地の各区行政機関に研修修了者の情報を提供する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

１４　研修全般に関しての問い合わせ先

【日程・会場・申込・カリキュラム内容等について】

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会　総合研修センター　相談支援研修担当

電　話　０４４－２２３－６５０９　　ＦＡＸ　０４４－２２３－６５９８

受付時間：火曜～土曜　午前８時３０分から午後５時（月曜休館・祝祭日除く）

【受講対象・制度について】

川崎市健康福祉局　総合リハビリテーション推進センター　企画・連携推進課　障害者支援担当

電　話　０４４－２００－３１９７　　ＦＡＸ　０４４－２００－３９７４

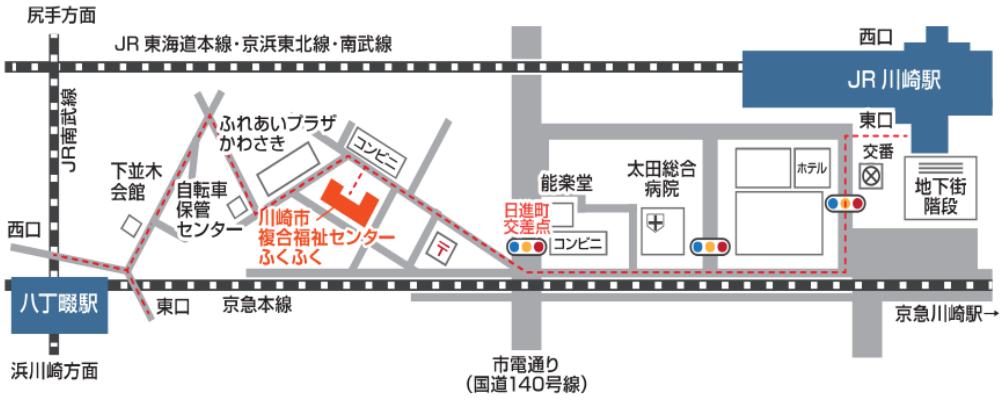
受付時間：月曜～金曜　午前８時３０分～午後５時１５分（祝祭日を除く）

演習会場のご案内

総合研修センター　研修室（川崎市複合福祉センター ふくふく　２階）

【実施日】初任者プレ研修（９/１６（水））

初任者研修演習３日目（１１/１９（木））、演習４日目（１２/１６（水））、演習５日目（１２/１７（木））



住　所　〒210-0024 川崎市川崎区日進町5-1
川崎市複合福祉センターふくふく２階

交　通　ＪＲ「川崎」駅より徒歩15分
京急「八丁畷」駅より徒歩8分

川崎市役所本庁舎　復元棟３階３０１・３０２・３０３会議室

【実施日】初任者研修１日目（１０/１４（水））、演習２日目（１０/１５（木））



【住所】〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地

【交通】JR 川崎駅から約 600m　/　京急川崎駅中央口から約 400m

※必ずご提出ください

令和８年度　川崎市相談支援従事者初任者プレ研修・神奈川県相談支援従事者初任者研修（川崎市）『法人受講推薦書』

本用紙は、**インターネット上の受講申込システムにて、上記研修をセットでお申込みいただいた法人に、別途提出いただく申込確認書類となります。**法人担当者の連絡先及び、受講申込者の氏名・事業所名を法人内の優先順にご記入いただき、**下記事務局住所まで郵送してください。**

法人・団体名（※必須）	
法人・団体　代表者名（※必須）	
法人住所及び連絡先（※必須） 緊急の場合等、電話及びメールでご連絡させていただく場合があります。	**〒　　－**
	TEL：　　（　　）　　／　FAX：　　（　　）
	Mail:
取りまとめ担当者名（※必須）	

＊決定通知等はまとめて、申込システムの決定通知等送付先にご入力いただいたご住所に送付します。
（受講者ごとに異なる送付先にすることはできません）。

令和８年度　川崎市相談支援従事者初任者プレ研修・神奈川県相談支援従事者初任者研修（川崎市）の受講者として、次のものを推薦します。

【受講申込者一覧】全受講申込者の氏名・事業所名を法人内の優先順に下の欄にご記入ください。

優先順位	受講申込名	事業所名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

【事務局住所】
〒２１０－００２４　川崎市川崎区日進町５－１ 川崎市複合福祉センター ふくふく２階
総合研修センター「相談支援従事者研修担当」

（別 紙）　相談支援専門員の要件となる実務経験

業務範囲		業務の内容	経験年数
障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	①相談支援の業務※1	**ア　平成 18 年 10 月１日時点で、下記に掲げる事業等において、同年９月 30 日までの間に相談支援の業務及びその他準ずる業務に従事している者で必要経験年数を満たす者** ○ 旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ○ 精神障害者地域相談支援センター ○ その他これに準ずる事業等(a)	３年以上
		イ　相談支援機関・施設等において相談支援の業務に従事する者 ○ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 ○ 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院 ○ その他これに準ずる事業等(b)	５年以上
		ウ　病院若しくは診療所において、相談支援の業務に従事する者で以下のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者 （２）介護職員初任者研修・訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者 （３）国家資格等※3を有する者 （４）イに掲げる業務に１年以上従事した者	
		エ　就労支援に関する施設において、相談支援業務や、その他これに準ずる業務に従事する者 ○ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター ○ その他これに準ずる業務(c)	
		オ　特別支援学校その他これに準ずる機関において、就学相談・教育相談・進路相談の業務に従事する者 ○ 特別支援学校 ○ その他これに準ずる機関(d)	
	②介護等の業務※2	**カ　施設及び医療機関等における介護の業務に従事する者** ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、医療法に規定する療養病床、その他これに準ずる施設 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これに準ずる事業 ○ 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所 ○ その他これに準ずる施設(e)	10年以上
	③有資格者等	**キ　上記②直接支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者** （１）社会福祉主事任用資格を有する者 （２）相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者 （介護職員初任者研修・訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者） （３）保育士 （４）児童指導員任用資格、精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	５年以上
		ク　上記①の相談支援の業務及び上記②の介護等の業務に従事している期間が通算して３年以上かつ国家資格等※3による業務に５年以上従事している者	―

（必要な経験年数※4は、通算期間）

【その他これに準ずる事業（施設）の例】

a	障害児（者）地域療育等事業、市町村障害者生活支援事業 等
b	保健所、市町村の相談窓口業務、児童発達支援センター、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、知的障害者援護施設、知的障害者地域生活援助、精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援（知的障害児施設、自閉症児施設（第一種、第二種）、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設）、知的障害児通園施設、指定発達支援医療機関、地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等、旧身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者福祉ホーム　等
c	地域就労援助センター　等
d	小学校及び中学校の特別支援学級　等
e	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、旧知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、旧知的障害者福祉ホーム、知的障害者地域生活援助、精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援（詳細、前述のとおり）、指定発達支援医療機関、地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等、障害者自立支援法施行以前の身体障害者居宅介護・知的障害者居宅介護・児童居宅介護・精神障害者居宅介護・身体障害者デイサービス、障害児通所支援（児童デイサービス、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通所施設、児童発達支援事業所、重症心身障害児（者）通園事業（補助事業）、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、児童発達支援センター　等

※１　相談支援の業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

※２　介護等の業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

※３　国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

※４　必要な経験年数の従事日数の考え方

１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年当たり 180 日以上であることを言うものとする。例えば、５年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が５年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることを言う。
（H18.8.24「障害保健福祉関係主管課長会議」参考資料②より参照）

☆　本資料は、初任者研修受講希望者向けに神奈川県で作成した実務経験の参考資料です。詳細については、「指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成 24 年３月 30 日厚生労働省告示第 225 号）」、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年３月 30 日厚生労働省告示第 226 号）」、「指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年３月 30 日厚生労働省告示第 227 号）」をご確認ください。